



スカパーJSAT

衛統括-X1-10-001

ExBirdサービス 契約約款

第1版
(平成22年4月)

スカパーJSAT株式会社

ExBirdサービス契約約款 目次

第1章 総則	1
第1条 (約款の適用)	1
第2条 (約款の変更)	1
第3条 (用語の定義)	1
第4条 (提供区域)	3
第2章 ExBirdサービスの内容	4
第5条 (利用契約の種別)	4
第6条 (ExBirdサービスの品目等)	4
第7条 (ExBirdサービスの提供に関わる周波数)	4
第8条 (HUB設備)	4
第9条 (ExBirdサービスに係る利用回線の一端)	4
第10条 (無線局の免許の申請等)	4
第11条 (無線従事者の選任)	4
第12条 (終日障害受付サービス)	5
第3章 利用契約の締結等	6
第1節 契約の単位等	6
第13条 (契約の単位)	6
第14条 (最低利用期間)	6
第2節 利用申込及び利用契約の締結	6
第15条 (利用申込の方法)	6
第16条 (サービス利用開始日)	6
第17条 (VSAT地球局設備利用開始日)	7
第18条 (利用申込の承諾)	7
第3節 他人利用請求	7
第19条 (他人利用等)	7
第4節 利用契約者が行う利用契約事項の変更の請求	7
第20条 (利用契約の種別の変更の請求の禁止)	7
第21条 (終日障害受付サービス利用の変更の請求)	8
第22条 (品目の変更の請求)	8
第23条 (VSAT地球局設備の設置場所等の変更の請求)	8
第24条 (VSAT地球局設備利用開始日の変更の請求)	8
第25条 (その他の利用契約に関する事項の変更の請求)	8
第26条 (変更の請求に対する承諾)	9
第5節 当社が行う利用契約の変更	9
第27条 (トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)	9
第6節 利用契約等の解除	9
第28条 (当社が行う利用契約の解除)	9
第29条 (利用契約者が行う利用契約の解除)	10

第4章 ExBirdサービスの提供の中止及び停止	11
第30条 (ExBirdサービスの提供の中止)	11
第31条 (ExBirdサービスの提供の停止)	11
第32条 (ExBirdサービスの種別及び品目の廃止)	11
第33条 (トラフィックの制限等)	12
第5章 他社回線との接続	13
第34条 (他社回線接続の請求)	13
第35条 (他社回線接続の請求の承諾等)	13
第6章 利用回線の利用の制限	14
第36条 (利用回線の利用の制限)	14
第7章 料金等	15
第1節 料金等の支払義務	15
第37条 (料金)	15
第38条 (月額サービス利用料の支払義務)	15
第39条 (終日障害受付サービス利用料の支払義務)	15
第40条 (VSAT登録料の支払義務)	15
第41条 (品目変更手数料の支払義務)	15
第42条 (VSAT登録解除手数料の支払義務)	15
第43条 (解除料の支払義務)	16
第44条 (作業料の支払義務)	16
第45条 (支払いを要しない料金)	16
第2節 料金の計算	17
第46条 (料金の計算方法等)	17
第3節 割増金及び延滞利息	17
第47条 (割増金)	17
第48条 (延滞利息)	17
第4節 違約金	17
第49条 (違約金)	17
第8章 保守	18
第50条 (地球局の検査及びVSAT地球局設備の点検)	18
第51条 (利用契約者の維持責任)	18
第52条 (利用契約者の切分責任)	18
第53条 (利用回線の修理又は復旧の順位)	18
第9章 損害賠償等	20
第54条 (損害賠償)	20
第55条 (免責)	20
第10章 その他の提供条件	21
第56条 (通信の秘密の保護)	21
第57条 (VSAT地球局設備の据付けに関する申請等)	21
第58条 (電波干渉に要する工事等)	21

第59条 (ExBirdサービスの技術的事項)	21
第60条 (法令に規定する事項)	21
第61条 (利用契約者の義務)	21
第62条 (技術資料等の閲覧)	22
第63条 (その他の提供条件)	22
附 則	23

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このExBirdサービス契約約款(ExBirdサービス契約約款細則(以下「細則」といいます。))を含みます。以下「約款」といいます。)及びExBirdサービス料金表(以下「料金表」といいます。)を定め、これによりExBirdサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款及び料金表においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線	電気通信設備たる回線
4 人工衛星	当社が保有及び運用する人工衛星(他社と共同で保有する場合は他社の専有部分を除きます。)
5 トランスポンダ	人工衛星に搭載されたExBirdサービスの提供に係る電波中継器(送受信アンテナを含みます。)
6 インターネット接続網	主としてデータ通信の用に供する事を目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送を行う為の電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)
7 ExBirdサービス	次に掲げるサービスの種別の総称 (1) ExBird サービス データプラン(以下「データプラン」といいます。) (2) ExBird サービス 音声プラン(以下「音声プラン」といいます。) (3) ExBird サービス インターネット接続プラン(以下「インターネット接続プラン」といいます。) (4) ExBird サービス ゲートウェイ接続プラン(以下「ゲートウェイ接続プラン」といいます。) (5) ExBird サービス カスタムオーダープラン(以下「カスタムオーダープラン」といいます。)
8 データプラン	VSAT地球局設備間において当社が当社指定の人工衛星を介して設置する電気通信回線を使用して、符号伝送を行う電気通信サービスで、VSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向について最大伝送速度を当社が指定するもの
9 音声プラン	VSAT地球局設備間において当社が当社指定の人工衛星を介して設置する電気通信回線を使用して、音声の伝送を行う電気通信サービスで、VSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向についての伝送速度を当社が指定するもの
10 インターネット接続プラン	HUB設備とVSAT地球局設備の間に当社が当社指定の人工衛星を介して設置する電気通信回線を使用し、かつ、当社が他の電気通信事業者から提供を受ける電気通信設備を通じてインターネット網に接続することにより通信を提供する電気通信サービスで、VSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向についての最大伝送速度を当社が指定するもの

11 ゲートウェイ接続プラン	HUB設備とVSAT地球局設備間において当社が当社指定の人工衛星を介して設置する電気通信回線を使用し、かつ、利用契約者が当社以外の電気通信事業者から提供を受ける電気通信回線を通じて、符号伝送を行う電気通信サービスで、VSAT地球局設備への伝送方向及び他の伝送方向についての最大伝送速度を当社が指定するもの
12 カスタムオーダープラン	データプラン、音声プラン、インターネット接続プラン、ゲートウェイ接続プラン以外でVSAT地球局設備間、もしくはHUB設備とVSAT地球局設備の間に当社が当社指定の人工衛星を介して設置する電気通信回線を使用して、符号伝送を行う電気通信サービス
13 利用申込	利用契約の申込み
14 利用申込者	ExBirdサービスの利用に係る申込をした者
15 利用契約	ExBirdサービスに係る契約
16 利用契約者	当社とExBirdサービスに係る契約を締結している者
17 トラフィック	利用回線の利用状況
18 利用回線	利用契約に基づきExBirdサービスの用に供する電気通信回線
19 端末設備	利用回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
20 自営端末設備	利用契約者が設置する端末設備
21 自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年12月25日法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条第1項の登録を受けた者及び事業法第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
22 端末設備等	利用回線に接続する端末設備その他の電気通信設備
23 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年総務省令第31号)及び利用回線端末等の接続の技術的条件
24 無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備
25 無線局	電波法(昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。)に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。ただし、受信のみを目的とするものは除く
26 人工衛星局	ExBirdサービスの提供に係る、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「電波法施行規則」といいます。)に規定される人工衛星に開設する無線局
27 地球局	ExBirdサービスの提供に係る、電波法施行規則に規定される人工衛星局と通信を行うため地表に開設する無線局
28 地球局設備	ExBirdサービスの提供に係る地球局の無線設備で、アンテナからベースバンド信号処理装置にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備
29 HUB設備	当社が設置し運用するExBirdサービスの提供に係る監視及び制御を行う、細則13(HUB設備の据付け場所)に定める地球局設備
30 VSAT地球局	ExBirdサービスを利用するために利用契約者が据付ける地球局
31 VSAT地球局設備	VSAT地球局の無線設備で、アンテナからベースバンド信号の変調機又は復調機(他の装置と容易に切り離しできない一体構造の場合はその装置)にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備
32 トランスポンダ障害	トランスポンダが細則12(トランスポンダ技術仕様)に定める仕様を維持できなくなった状態
33 警察機関	警察法(昭和29年法律第162号)による警察庁又は都道府県警察の機関
34 消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)に規定する国又は地方公共団体の消防の機関
35 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、一の題号について8,000部以上であること

36 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
37 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(35欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社
38 国又は地方公共団体等	国、地方公共団体、それらの地方支分部局、又は主としてそれらの機関に衛星通信のサービスを提供する公益法人
39 消費税相当額	消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
40 終日障害受付サービス	ExBirdサービスに関する24時間365日での障害受付と、障害受付後にVSAT地球局設備の死活確認を当社が定める方法にてHUB設備より行うサービス

(提供区域)

第4条 ExBirdサービスの提供区域は日本全国とします。

第2章 ExBirdサービスの内容

(利用契約の種別)

第5条 ExBirdサービスには次の種別があります。

- (1) データプラン
- (2) 音声プラン
- (3) インターネット接続プラン
- (4) ゲートウェイ接続プラン
- (5) カスタムオーダープラン

(ExBirdサービスの品目等)

第6条 ExBirdサービスに係る次の項目は料金表に規定するとおりとします。

- (1) 種別
- (2) 品目

(ExBirdサービスの提供に関わる周波数)

第7条 当社は、ExBirdサービスを当社が指定する周波数により提供します。

(HUB設備)

第8条 当社は、当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、日本国内に据付けたHUB設備を使用してExBirdサービスを提供します。

2 当社は、HUB設備の仕様、据付け場所を変更することがあります。

(ExBirdサービスに係る利用回線の一端)

第9条 当社は、利用契約者が指定する地点にExBirdサービスに係るVSAT地球局設備を設置し、これを利用回線の一端とします。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは利用契約者と協議します。
- 3 利用契約者は、当社が設置するVSAT地球局設備について、その基礎工事部分を含め利用契約者の責任と負担において調達し、据付けていただきます。ただし、その仕様の決定にあたっては、利用契約者は、事業法、事業法関連諸規則、電波法、電波法関連諸規則及び当社が別に定める技術条件(以下「技術条件等」といいます。)を遵守していただきます。
- 4 VSAT地球局設備を追加、変更、取り換え又は移転するときは、その追加、変更、取り換え又は移転に係るVSAT地球局設備についても前3項を適用します。

(無線局の免許の申請等)

第10条 当社は、地球局及び人工衛星局の無線局の免許人となります。

2 当社は、地球局及び人工衛星局の無線局の免許の取得、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。

(無線従事者の選任)

第11条 地球局の操作は、利用契約者が指定する無線従事者(電波法及び無線従事者規則(平成2年総務省令第18号)の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。)に行っていただきます。ただし、電波法及び電波法関連諸規則に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

2 当社は前項の無線従事者を選任又は解任します。

(終日障害受付サービス)

第12条 当社は、第15条(利用申込の方法)の終日障害受付サービス利用の申込で、利用を行わない旨の記載が無い場合以外は、終日障害受付サービスを提供します。

- 2 当社は、終日障害受付サービスに係る利用契約者に対し、VSAT地球局設備に障害が発生した場合又は発生の疑いがある場合、障害受付をします。
- 3 前項の障害受付に対し、当社は24時間365日、VSAT地球局設備の死活確認を当社の定める方法にてHUB設備より行います。

第3章 利用契約の締結等

第1節 契約の単位等

(契約の単位)

第13条 当社は、利用契約について、種別ごとに一の利用契約を締結します。

- 2 当社は、データプラン及び音声プランについては、一の利用契約ごとに2以上のVSAT地球局設備を設置しデータプラン及び音声プランを提供します。
- 3 当社は、インターネット接続プラン、ゲートウェイ接続プラン及びカスタムオーダープランについては、一の利用契約ごとに1以上のVSAT地球局設備を設置し、インターネット接続プラン、ゲートウェイ接続プラン及びカスタムオーダープランを提供します。
- 4 一の利用契約について利用契約者は1人とします。

(最低利用期間)

第14条 当社は、データプラン、音声プラン、インターネット接続プラン及びゲートウェイ接続プランについては、VSAT地球局設備ごとに最低利用期間を定めます。

- 2 当社は、カスタムオーダープランについては、一の利用契約ごとに最低利用期間を定めます。
- 3 第1項の最低利用期間は第17条(VSAT地球局設備利用開始日)に規定するVSAT地球局設備ごとのVSAT地球局設備利用開始日から12ヶ月となる日が属する月の末日とします。
- 4 第2項の最低利用期間は第16条(サービス利用開始日)に規定するサービス利用開始日から12ヶ月となる日が属する月の末日とします。

第2節 利用申込及び利用契約の締結

(利用申込の方法)

第15条 利用申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定のExBirdサービス申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 種別
 - (2) 品目
 - (3) VSAT地球局設備の数及び設置場所
 - (4) VSAT地球局設備利用開始希望日
 - (5) 終日障害受付サービス利用の有無
 - (6) その他利用申込の内容を特定するための事項
- 2 前項に記載されるVSAT地球局設備利用開始希望日は、利用申込の日から起算して3か月が経過した日を超えない日で定めていただきます。

(サービス利用開始日)

第16条 当社は、一の利用契約について第17条(VSAT地球局設備利用開始日)に定めるVSAT地球局設備利用開始日のうち、一番最初に到来する日を、ExBirdサービスの利用開始日(以下「サービス利用開始日」といいます。)とします。

(VSAT地球局設備利用開始日)

第17条 当社は、第15条(利用申込の方法)第1項第(4)号のVSAT地球局設備利用開始希望日を基準に、ExBirdサービスの提供に係る電気通信設備の有無、無線局免許の取得の見込み等を考慮し、当社は利用申込者と協議の上、VSAT地球局設備ごとのVSAT地球局設備利用開始日を定めます。

(利用申込の承諾)

第18条 当社は、利用申込に対して、利用申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の利用契約書の取り交わし又はこれに準じる承諾書の発行をもって承諾します。ただし、第36条(利用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、第53条(利用回線の修理又は復旧の順位)の表に掲げる順位に従って承諾することがあります。

- (1) 種別
- (2) 品目
- (3) サービス利用開始日
- (4) VSAT地球局設備の数及び設置場所
- (5) VSAT地球局設備利用開始日
- (6) 終日障害受付サービス利用の有無
- (7) その他利用契約の内容を特定するための事項

2 当社は、前項の規定に拘らず、次のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあったExBirdサービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
- (2) 申込みのあったExBirdサービスを提供するために必要な無線局免許が取得されていないとき。
- (3) 申込みのあった利用回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 申込みのあったVSAT地球局設備利用開始希望日にExBirdサービスの提供の開始ができないとき。
- (5) 利用申込者がExBirdサービスの料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要する利用料等の料金、工事費に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この約款において同じとします。)のいずれかの支払いを過去に怠り、もしくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (6) 申込みのあったExBirdサービスを提供することによって、当社が電波法及び放送法(昭和25年法律第132号。以下「放送法」といいます。)に規定する放送を行うこととなるとき。
- (7) その他ExBirdサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第3節 他人利用請求

(他人利用等)

第19条 利用契約者は、ExBirdサービスを利用契約者以外の者に利用させる場合は、その利用者をあらかじめ当社に届け出ていただきます。又、その利用者を変更する場合も、あらかじめ当社に届け出ていただきます。

2 利用契約者は、ExBirdサービスを利用契約者以外の者に利用させる場合は、この約款に基づく利用契約者の義務をその利用者にも厳守させ、又その利用者がExBirdサービスの利用に関連してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

第4節 利用契約者が行う利用契約事項の変更の請求

(利用契約の種別の変更の請求の禁止)

第20条 利用契約者は、利用契約の種別の変更の請求はできません。

(終日障害受付サービス利用の変更の請求)

第21条 利用契約者は、終日障害受付サービス利用の変更の請求ができます。

- 2 終日障害受付サービス利用の変更の請求をする場合、利用契約者は当社所定の変更申込書にて変更の請求をしていただきます。
- 3 終日障害受付サービス利用の変更の実施日は、前項に規定された変更申込書に記載された変更希望日を基準に、利用契約者と協議して定めます。

(品目の変更の請求)

第22条 利用契約者は、品目の変更の請求ができます。

- 2 品目の変更を請求する場合、利用契約者は当社所定の変更申込書にて変更の請求をしていただきます。
- 3 品目の変更の実施日は、前項に規定された変更申込書に記載された変更希望日を基準に、利用契約者と協議して定めます。

(VSAT地球局設備の設置場所等の変更の請求)

第23条 利用契約者は、VSAT地球局設備の数及び設置場所の変更の請求ができます。

- 2 VSAT地球局設備に数又は設置場所の変更の請求をする場合、利用契約者は当社所定の変更申込書にて変更の請求をしていただきます。
- 3 当社は前項の設置場所の地点を定めるときは、利用契約者と協議します。
- 4 VSAT地球局設備の数又は設置場所の変更の実施日は、第21項に規定された変更申込書に記載された変更希望日を基準に、利用契約者と協議して定めます。

(VSAT地球局設備利用開始日の変更の請求)

第24条 利用契約者は、VSAT地球局設備利用開始日の変更の請求ができます。ただし、VSAT地球局設備利用開始日の延期については、変更後のVSAT地球局設備利用開始日を利用契約に定めた当初のVSAT地球局設備利用開始日から60日を超えない日としていただきます。

- 2 前項の規定に拘らず、利用契約者は、利用契約者の責に帰し得ない無線局免許の取得の遅れによりVSAT地球局設備利用開始日にExBirdサービスの利用を開始できない場合は、利用契約に定めた当初のVSAT地球局設備利用開始日から60日を超えてVSAT地球局設備利用開始日を延期することができます。
- 3 VSAT地球局設備利用開始日の変更の請求をする場合、利用契約者は当社所定の変更申込書にて変更の請求をしていただきます。
- 4 VSAT地球局設備利用開始日の変更日は、前項に規定された変更契約書に記載された変更希望日を基準に、利用契約者と協議して定めます。
- 5 前項の場合、利用契約に定めるサービス利用開始日は、変更後のVSAT地球局設備利用開始日のうち、一番最初に到来する日を変更後のサービス利用開始日として取扱います。

(その他の利用契約に関する事項の変更の請求)

第25条 利用契約者は、その他の利用契約に関する事項の変更の請求ができます。

- 2 その他の利用契約に関する事項について変更を行う場合は、当社はその変更内容等について利用契約者と協議して定めます。

(変更の請求に対する承諾)

第26条 当社は、第21条(終日障害受付サービス利用の変更の請求)から前条(その他の利用契約に関する事項の変更の請求)までの規定に基づいて利用契約事項の変更の請求があったときは、第16条(サービス利用開始日)から第18条(利用申込の承諾)の規定に準じて承諾します。

第5節 当社が行う利用契約の変更

(トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)

第27条 当社は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生した場合又はHUB設備に障害が発生したためExBirdサービスを提供できない場合において、利用契約に定めた利用契約事項と異なる利用契約事項によってExBirdサービスを提供できるときは、利用契約者にその旨を書面で通知します。利用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後30日以内にその利用契約の利用契約事項の変更の請求をしていただきます。

第6節 利用契約等の解除

(当社が行う利用契約の解除)

第28条 当社は、次のいずれかの場合には、利用契約を解除することがあります。

- (1) 利用契約者が当社に提出した利用申込の内容が事実と相違していることが判明したとき。
 - (2) 利用契約者が約款の規定に基づき支払うべき料金その他債務について、料金表通則8(料金等の支払期日)に定める支払期日までに支払わず、当社が相当の期間を定めて支払いの履行の催告を行ったにも拘らず、当該料金又は債務を支払わなかったとき。
 - (3) 第31条(ExBirdサービスの提供の停止)の規定に基づくExBirdサービスの提供の停止をした場合で停止期間が14日以上となったとき。
 - (4) 利用契約に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生した場合又はHUB設備に障害が発生したためExBirdサービスが提供できない場合において、利用契約者が第27条(トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)の規定に基づく当社からの通知受領後30日以内に利用契約の変更を行わなかったとき。
 - (5) トランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、そのトランスポンダ以外のトランスポンダによっても、利用契約で定めた利用契約事項によるExBirdサービスの提供ができず、かつ利用契約で定めた利用契約事項と異なる利用契約事項によるExBirdサービスの提供もできないとき。
 - (6) 当社の電気通信設備に障害が発生し、利用契約で定めた利用契約事項と異なる利用契約事項によるExBirdサービスの提供もできないとき。
- 2 当社は、前項第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号の規定により利用契約を解除するときは、あらかじめ、利用契約者にその旨書面で通知しますが、前項第(5)号又は第(6)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。
- 3 当社は、第31条(ExBirdサービスの提供の停止)第1項第(1)号から第(11)号の各号の規定のいずれかに該当する場合でその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めるときは、ExBirdサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定に基づき利用契約を解除しようとするExBirdサービスが、第36条(利用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、あらかじめ、その利用契約者と協議します。ただし、利用契約者が約款に基づく料金その他債務の支払いを遅滞したときは、この限りではありません。

- 5 当社は、第31条(ExBirdサービスの提供の停止)第2項の規定に該当したときは、同条同項に基づくExBirdサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。

(利用契約者が行う利用契約の解除)

第29条 利用契約者は、当社から次のいずれかの通知を受けたときは、通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。

- (1) 利用契約において、利用契約者の責に帰しえない事由に基づきExBirdサービス提供開始が利用契約に定めた当初のサービス利用開始日より60日以上遅れる旨の通知。
 - (2) 第27条(トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)の規定に基づく利用契約の変更の通知。ただし、当該変更が利用契約者の利用形態に影響を及ぼさない場合を除きます。
 - (3) 第30条(ExBirdサービスの提供の中止)第1項第(2)号の規定に基づきExBirdサービスの提供を中止する旨の通知。
- 2 利用契約者は、利用契約に基づくExBirdサービスの料金の額が約款又は料金表の変更のため増加する旨の通知を当社から受けたときは、変更後の約款又は料金表の実施期日又はその実施期日以降の日を利用契約の解除の日(以下「契約解除日」といいます。)として、通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
- 3 利用契約者は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生した場合又はHUB設備に障害が発生した場合であって、当社がそのトランスポンダ障害又はHUB設備の障害を知った時刻から当社がトランスポンダ又はHUB設備の復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上もしくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、その通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
- 4 当社は、利用契約者の責に帰し得ない事由に基づくVSAT地球局設備の滅失又は毀損によって、ExBirdサービスを全く利用できない状態が6か月以上継続すると当社が認めるとき又は全く利用できない状態と同程度の状態が6か月以上継続すると当社が認めるときは、利用契約者にその旨書面で通知します。利用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後90日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
- 5 利用契約者は、前4項による事由以外の事由によっても利用契約を解除することができます。この場合、利用契約者は、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。
- 6 前項の場合の契約解除日は、当社が通知を受領した日が属する月の翌月の末日とします。

第4章 ExBirdサービスの提供の中止及び停止

(ExBirdサービスの提供の中止)

第30条 当社は、次のいずれかの場合には、ExBirdサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第36条(利用回線の利用の制限)の規定に該当するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりExBirdサービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その旨を利用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(ExBirdサービスの提供の停止)

第31条 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、ExBirdサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 利用契約者が利用契約の規定により支払うべき料金その他の債務について、料金表通則8(料金等の支払期日)に定める支払期日までに支払わなかったとき。
 - (2) 第56条(通信の秘密の保護)の規定に違反したとき。
 - (3) 第58条(電波干渉に要する工事等)の規定に違反したとき。
 - (4) 当社が指定するトランスポンダ、周波数、帯域幅及び電力を遵守しないとき。
 - (5) 利用契約に定める利用回線の構成等に関する事項を遵守しないとき。
 - (6) VSAT地球局設備等に関し、技術条件等を遵守しないとき。
 - (7) 当社の承諾を得ずに、利用回線の一端に自営端末設備、自営電気通信設備又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続したとき。
 - (8) VSAT地球局設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他ExBirdサービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備をVSAT地球局設備から取りはずさなかったとき。
 - (9) 第19条(他人利用等)第2項の規定に違反したとき。
 - (10) 第61条(利用契約者の義務)に違反したとき。
 - (11) 利用契約者のVSAT地球局設備が、当社又は他社の人工衛星や他の利用契約者の電気通信設備に対して電波干渉を与えているとき又は与えている恐れがあるとき。
- 2 当社は、利用契約者のExBirdサービスの利用によって、当社が電波法及び放送法に規定する放送を行うこととなるとき又は行うに至ったときは、ExBirdサービスの提供を停止します。
- 3 当社は、ExBirdサービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日及び期間を利用契約者に通知します。ただし、前項の規定による場合又は緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 4 当社は、提供を停止するExBirdサービスが第36条(利用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、前3項の規定に拘らず、そのExBirdサービスの提供の停止について、あらかじめ、その利用契約者と協議します。ただし、その停止が第2項の規定によるものであるときは、この限りではありません。

(ExBirdサービスの種別及び品目の廃止)

第32条 当社は、都合によりExBirdサービスの特定の種別及び品目を廃止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により特定の種別及び品目を廃止するときは、当該品目等のExBirdサービスを利用している利用契約者に対し6ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(トラフィックの制限等)

第33条 当社は、利用契約者のExBirdサービスの利用形態が、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、そのトラフィックの制限等の措置を講ずることがあります。

第5章 他社回線との接続

(他社回線接続の請求)

第34条 利用契約者は、利用回線の一端において、又は利用回線の一端に接続されている端末設備等を介して当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続する場合は、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(他社回線接続の請求の承諾等)

第35条 当社は前条(他社回線接続の請求)の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。

2 当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第6章 利用回線の利用の制限

(利用回線の利用の制限)

第36条 当社は、ExBirdサービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている利用回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外の利用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第7章 料金等

第1節 料金等の支払義務

(料金)

第37条 当社が提供するExBirdサービスの料金は、料金表に定めるところによります。

(月額サービス利用料の支払義務)

第38条 利用契約者は、サービス利用開始日から契約解除日までの期間について、料金表第1表(月額サービス利用料)に規定する月額サービス利用料を支払っていただきます。

2 利用契約者は、第31条(ExBirdサービスの提供の停止)の規定に基づくExBirdサービスの提供の停止の期間についても料金表第1表(月額サービス利用料)に規定する月額サービス利用料を支払っていただきます。

(終日障害受付サービス利用料の支払義務)

第39条 第15条(利用申込の方法)に基づき終日障害受付サービスの利用の申込を行い、当社が第18条(利用申込の承諾)の規定に基づき申込を承諾したとき、又は利用契約者が第21条(終日障害受付サービス利用の変更の請求)に基づき、終日障害受付サービスの利用を請求した場合で、第26条(変更の請求に対する承諾)の規定に基づきその請求を承諾したときは、料金表第2表(終日障害受付サービス利用料)に規定する終日障害受付サービス利用料を支払っていただきます。

(VSAT登録料の支払義務)

第40条 第15条(利用申込の方法)に基づき利用契約の申込を行い、当社が第18条(利用申込の承諾)の規定に基づき申込を承諾したとき、又は利用契約者が第23条(VSAT地球局設備の設置場所等の変更の請求)に基づき、VSAT地球局設備の数の増加について変更の請求をした場合で第26条(変更の請求に対する承諾)の規定に基づきその請求を承諾したときは、料金表第3表(VSAT登録料)に規定するVSAT登録料を支払っていただきます。

(品目変更手数料の支払義務)

第41条 利用契約者は、第22条(品目の変更の請求)に基づき、品目の変更の請求をした場合で、当社が第26条(変更の請求に対する承諾)の規定に基づきその請求を承諾したときは、料金表第4表(品目変更手数料)に規定する品目変更手数料を支払っていただきます。ただし、月額サービス利用料が増加となる品目の変更を行う場合は、この限りではありません。

(VSAT登録解除手数料の支払義務)

第42条 利用契約者は、データプラン、音声プラン、インターネット接続プラン及びゲートウェイ接続プランにおいて、サービス利用開始日の前日までの日に第23条(VSAT地球局設備の設置場所等の変更の請求)に基づき、VSAT地球局設備の数の減少について変更の請求をした場合で第26条(変更の請求に対する承諾)の規定に基づきその請求を承諾したときは、料金表第5表(VSAT登録解除手数料)に規定するVSAT登録解除手数料を支払っていただきます。

2 利用契約者は、データプラン、音声プラン、インターネット接続プラン及びゲートウェイ接続プランにおいて、サービス利用開始日以降に第23条(VSAT地球局設備の設置場所等の変更の請求)に基づき、VSAT地球局設備の数の減少について変更の請求をした場合で第26条(変更の請求に対する承諾)の規定に基づきその請求を承諾したときは、料金表第7表(VSAT登録解除手数料)に規定するVSAT登録解除手数料を支払っていただきます。

- 3 利用契約者は、データプラン、音声プラン、インターネット接続プラン及びゲートウェイ接続プランにおいて、サービス利用開始日の前日までの日に第29条(利用契約者が行う利用契約の解除)第5項の規定に基づき利用契約を解除するときは、VSAT地球局設備の数を0に変更したものと扱い、第1項の規定に準じて料金表に規定するVSAT地球局設備ごとのVSAT登録解除手数料を支払っていただきます。
- 4 利用契約者は、データプラン、音声プラン、インターネット接続プラン及びゲートウェイ接続プランにおいて、サービス利用開始日以降に第29条(利用契約者が行う利用契約の解除)第5項の規定に基づき利用契約を解除したとき、又は当社が第28条(当社が行う利用契約の解除)第1項第(1)号、第(2)号、第(3)号、第3項もしくは第5項の規定に基づき利用契約を解除したときは、VSAT地球局設備の数を0に変更したものと扱い、第2項の規定に準じて料金表に規定するVSAT地球局設備ごとのVSAT登録解除手数料を支払っていただきます。

(解除料の支払義務)

- 第43条 利用契約者は、カスタムオーダープランにおいて、サービス利用開始日の前日までの日に第29条(利用契約者が行う利用契約の解除)第5項の規定に基づき利用契約を解除するときは、料金表第6表(解除料)に規定するExBirdサービスの解除料(以下「解除料」といいます。)を支払っていただきます。
- 2 利用契約者はカスタムオーダープランにおいて、サービス利用開始日以降に第29条(利用契約者が行う利用契約の解除)第5項の規定に基づき利用契約を解除したとき、又は当社が第28条(当社が行う利用契約の解除)第1項第(1)号、第(2)号、第(3)号、第3項もしくは第5項の規定に基づき利用契約を解除したときは、解除料を支払っていただきます。
 - 3 前2項の解除料算定の基準となる料金は消費税相当額を加算しない額とします。

(作業料の支払義務)

- 第44条 カスタムオーダープランに係る利用契約者は、第25条(その他の利用契約に関する事項の変更の請求)に基づき、その他の利用契約に関する事項の変更をした場合で、当社が第26条(変更の請求に対する承諾)の規定に基づきその請求を承諾したときに、工事等に関する費用が発生したときは、料金表第7表(作業料)に規定する作業料を支払っていただきます。

(支払いを要しない料金)

- 第45条 利用契約者は、当社が第30条(ExBirdサービスの提供の中止)の規定に基づき利用契約に係るExBirdサービスの提供を中止した場合で、中止した時刻から起算して12時間以上その中止が連続したときは、中止した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する料金の支払いを要しません。
- 2 前項の規定によるほか、利用契約者は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生したとき、又は利用契約者の責に帰し得ない事由によるHUB設備の使用不能(太陽雑音、激しい降雨、電波干渉その他当社が管理できない事情による使用不能は除きます。)により利用契約に係るExBirdサービスの全部又は一部に係る利用回線を全く利用できない状態(その利用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)となった場合で、そのことを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する料金(月額サービス利用料に限ります)の支払いを要しません。
 - 3 利用契約者は、前2項の規定に基づく場合のほかは料金の支払いを要します。
 - 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。ただし、返還される料金に対しては利息を付しません。

第2節 料金の計算

(料金の計算方法等)

第46条 料金の計算方法等は、料金表通則に定めるところによります。

第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第47条 利用契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額(本邦と外国との通信を行う場合に免税となる額を除きます。)を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

(延滞利息)

第48条 利用契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

第4節 違約金

(違約金)

第49条 利用契約者は、当社が第31条(ExBirdサービスの提供の停止)の規定に基づき利用契約者にExBirdサービスの提供の停止を通知したにも拘らず、停止しなければならない時刻を経過しても利用を停止しないときは、料金表第8表(違約金)に規定する違約金を支払っていただきます。

第8章 保守

(地球局の検査及びVSAT地球局設備の点検)

第50条 当社は、電波法及び電波法諸関連規則に基づき地球局の検査を受けようとするとき、又は保守のために地球局設備等を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査等を行う場所を利用契約者に通知します。

2 利用契約者は、前項の通知があったときは、その検査及び点検を拒んではなりません。

(利用契約者の維持責任)

第51条 利用契約者は、VSAT地球局設備に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 利用契約者が行うVSAT地球局設備の保守に要する費用は、利用契約者が一切負担するものとします。

3 利用契約者は、VSAT地球局設備が故障した場合又は滅失もしくは毀損した場合、その修理又は復旧を行うものとします。

4 利用契約者が行うVSAT地球局設備の工事、修理又は復旧に要する費用は利用契約者が一切負担するものとします。

(利用契約者の切分責任)

第52条 利用契約者は、ExBirdサービスを利用することができなくなった場合は、自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の利用契約者による確認に際して、利用契約者から要請があったときは、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を利用契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験によりExBirdサービスの提供に係る当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、利用契約者の請求により当社の係員を派遣した場合は、利用契約者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を請求することがあります。

(利用回線の修理又は復旧の順位)

第53条 当社は、利用回線が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第36条(利用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその利用回線を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の利用回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位	修理又は復旧する利用回線
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの

2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位、第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償等

(損害賠償)

第54条 当社は、利用契約に係るExBirdサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその全部又は一部の提供をしなかったときは、そのExBirdサービスの全部又は一部に係る利用回線が全く利用できない状態(その利用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続した場合に限り、当該利用契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、利用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する月額サービス利用料(そのExBirdサービスの一部を提供しなかった場合は、その部分に係る月額サービス利用料)を利用契約者の被った損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生、又はHUB設備に障害が発生し第27条(トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)の規定に基づき利用契約の変更を行う場合であって、第1項に該当するときは、利用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から同条の規定に基づき利用契約者が当社から利用契約の変更の通知を受領した時刻までの期間に限り、前2項の規定を準用して利用契約者の損害を賠償します。
- 4 前2項の場合において、利用回線が全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の額の算定にあたっては、料金表通則6(月額料金の日割)第2号及び料金表通則7(端数処理)の規定に準じて取扱います。
- 5 第1項及び第3項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりExBirdサービスを提供しなかったときは、第2項及び前項の規定は適用しません。

(免責)

第55条 当社は、ExBirdサービスの提供の開始が利用契約に定めたサービス利用開始日より遅れた場合であっても、前条(損害賠償)の規定に基づく損害賠償責任を負わず、又利用契約者がこれによって被る損害に対しても一切の賠償責任を負いません。

- 2 当社は、当社が行うVSAT地球局設備の追加、変更、取り換え、修理、復旧、移転又は撤去の工事にあって、利用契約者(第19条(他人利用等)の規定に基づきExBirdサービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)の土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合でも、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、この約款又は利用回線端末等の接続の技術的条件の規定の変更により利用契約者が自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第10章 その他の提供条件

(通信の秘密の保護)

第56条 当社は、通信の秘密が侵される恐れがある場合であって、当社が必要と認めるときは、利用契約者に、ExBirdサービスを利用して伝送する符号、音響又は映像を利用契約者(第19条(他人利用等)の規定に基づきExBirdサービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)以外の者が傍受できない措置をとっていただくことがあります。

(VSAT地球局設備の据付けに関する申請等)

第57条 利用契約者は、VSAT地球局設備の据付けに関し、電波法及び電気通信事業法以外の許認可又はその他の申請等が必要な場合は、利用契約者の責任と負担において、その申請等を実施していただきます。

(電波干渉に要する工事等)

第58条 利用契約者は、VSAT地球局設備の据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を利用契約者の責任と負担において実施していただきます。

2 利用契約者は、VSAT地球局設備の据付け完了後、前項の電波干渉対策が必要と当社が認めるときは、当社が指定する期日までに、必要な工事その他電波干渉対策を利用契約者の責任と負担において実施していただきます。

(ExBirdサービスの技術的事項)

第59条 ExBirdサービスにおける基本的な技術的事項は、技術資料のとおりとします。

(法令に規定する事項)

第60条 ExBirdサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(利用契約者の義務)

第61条 インターネット接続プランの利用契約者は、インターネット接続プランを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
- (8) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為

- (10) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (11) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (12) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (13) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介し又は誘引する行為
- (14) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (15) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為
- (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクをはる行為
- (17) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(技術資料等の閲覧)

第62条 当社は、ExBirdサービスを利用するうえで参考となる技術資料を当社の指定する場所において閲覧に供します。

(その他の提供条件)

第63条 ExBirdサービスのその他の提供条件については、細則に定めるところによります。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成22年4月1日から実施します。

資料名 ExBirdサービス契約約款

資料番号 衛統括-X1-10-001

平成 22年 4月 1日 第1版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-14-14

TEL :03-5571-7770
(衛星事業本部代表)
